

保護主義一元説を中心とする少年法の再構築

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 孫,陶陶 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000328

2024年1月18日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 法学部 専任教授
氏名 上野正雄
(副査) 法学部 専任教授
氏名 黒澤睦
(副査) 法学部 専任教授
氏名 石田倫識

- 1 論文提出者 孫 陶陶
- 2 論文題名 保護主義一元説を中心とする少年法の再構築
(英文題) Reconstruction of juvenile law centered on the monism of protectionism
- 3 論文の構成
 - 序論
 - 第1章 少年法の歴史と理念
 - 第1節 少年法の起源—犯罪論・刑罰論の転換
 - 第2節 現代少年法司法成立までの経緯
 - 第3節 日本少年司法が誇れる家庭裁判所
 - 第4節 小括
 - 第2章 二元説が招いた問題
 - 第1節 矛盾する家庭裁判所と刑事裁判所の判断
 - 第2節 二元説における少年刑事事件の裁判の問題
 - 第3節 二元説における少年保護事件の審判の問題
 - 第4節 二元説における虞犯制度の正当性に関する検討
 - 第5節 小括
 - 第3章 保護主義一元説を中心とする少年法の再構築
 - 第1節 保護主義に関する検討
 - 第2節 保護主義一元説における少年法の各概念に関する検討
 - 第3節 少年法における「非行」の意義に関する検討
 - 第4節 少年を加害する行為の厳罰化を少年法に導入することの検討
 - 第5節 小括
 - 終章

4 論文の概要

(1) 序論

請求者の問題意識と本論文の目的を示している。

少年法は、少年事件を少年保護事件(第2章)と少年刑事事件(第3章)とに分けており、その上で、家庭裁判所が、少年審判の対象事件(保護事件)として受理した事件について、刑事処分相当と判断した場合には、検察官に送致することによって、事件を刑事裁判の対象(刑事事件)とすることができる」と規定している。これについて、現在の通説は、保護事件が少年法に基づいて、保護・教育的で柔軟な手続きで扱われ、保護的措置・保護処分に付されるのに対して、刑事事件は基本的には厳格な刑事訴訟手続きにより刑罰が科される」として、徹底した二元的な制度がとられていると理解している。二元説と言われる考え方である。

しかし、筆者は、二元説は少年法の保護主義の理念に反し、さらには将来において少年司法制度を潰しかねないとし、少年の刑事事件についても保護主義を貫徹する一元説に基づいて少年法を理解すべきであるとする。

(2) 第1章

「少年法の歴史と理念」と題し、犯罪論・刑罰論における旧派から新派への変遷から現代少年法制の誕生までを歴史的に振り返りながら、少年法制の基本理念を検討している。

少年法制発展の歴史は、少年法が付属条文から形式的にも実質的にも独立な法典(成人との分離)に進化する過程であり、保護・教育を中心とする少年法は、もともと応報刑を基礎とする一般の成人刑事司法を少年に適用することに反対するためにできたものであると結論付けている。そして、日本の現行少年法が成立するまでの経緯を検討し、少年法1条は、少年の健全育成という少年法の目的を明らかにしているが、2000年以降いくつか少年による凶悪な犯罪が起きた背景の中で、何回も法改正が行われ、厳罰化の傾向を示している。

しかし、少年法は、全件送致主義と家庭裁判所先議制度の確立によって、家庭裁判所が少年司法システムの中心にあることを明確にしていると考えられる。少年司法の中心にある家庭裁判所の持つ諸機能を検討し、特に大阪家庭裁判所の具体的な実践を紹介した。家庭裁判所が非行少年の立ち直りに優れた作用を果たしていることを結論付けている。しかし、少年法は世論からも研究者からも批判されている。その原因は、二元説であるとする。

(3) 第2章

「二元説が招いた問題」と題し、二元説が少年法に反して悪影響を及ぼしていること

を具体的に指摘している。

まず、保護処分と刑事処分の区別を検討し、社会からの否定的な評価・制裁の意味を含む刑事処分と異なり、保護処分は法的非難に起因する社会からの評価と関係なく、その意味で単なる教育措置であること、そして、少年法 55 条により刑事裁判所から家庭裁判所に移送され、保護処分を受けることとなれば、刑事司法が求めている非難・応報という目的が達成できなくなるという点からみると、家庭裁判所への移送決定は「無罪」と見なして良いと考えられること、そこから少年刑事事件の裁判中立性の問題、裁判官の裁量権の問題、罪刑均衡原則の問題が出てくるとする。

また、二元説は少年刑事事件の保護主義化をもたらすことになるとする。少年刑事事件の裁判は刑事裁判である以上、責任主義に基づき、犯罪を行った少年に対する応報の実現を目的とする。しかし、その少年刑事事件の裁判において、少年への保護を強調するのは少年刑事事件の裁判に不信を招くのではないか。その不信は、少年司法制度全体に拡大し、少年法が保護主義をより貫徹する方向へ発展するにあたっての支障になるとする。

つぎに、二元説における少年保護事件の審判の問題を検討している。二元説によると、検察官送致の実質は、少年が保護手続きから排除され、通常の刑事手続きに入るにすぎないということだとする。家庭裁判所の手続きにおいて少年に対して様々な教育的な措置が取られながら、逆送され最後に刑罰を受けさせるのは更生にとって逆効果である。また、少年保護事件の審判で、逆送を判断するにあたって、責任主義と社会防衛思想を考慮するのは、家庭裁判所の権威性と専門性を損じ、ひいては少年法の依って立つ科学主義を覆してしまうとする。

さらに、少年保護事件に責任主義・社会防衛思想が出現するのに伴い、保護処分における少年の人身自由への制限という側面が重視されるようになったが、そこから少年の要保護性と非行事実との矛盾が生じたとする。特に虞犯事件の場合には、この矛盾がさらに深刻化するため、実務においては虞犯制度の運用を制限する傾向が見られる。台湾も過去にこういった状況があり、その結果、台湾では虞犯制度が廃止されることになった。

2000 年の原則逆送制度を導入する法改正から最近の特定少年の新設の法改正、実務における虞犯制度の運用の制限、それぞれの場面で少年法の対象も運用上縮小されつつある。

人権保障の観点から選べる保護処分の範囲を制限し、あるいは直接的に非行程度に応じて処分を決める改革が世界中でも行われている。日本はこれを「公正さ」、台湾は「正当法律手続革命」、アメリカは「憲法浸透化 (constitution domestication)」と呼んでいる。しかし、この改革をこのままにすると、将来、「少年の健全育成」という目的の少年法の適用対象者は、若年で非行が軽微で要保護性が高い少年のみになってしまい、少年法は刑法、刑事訴訟法の一章節になり、結局、虞犯少年が見捨てられ、いず

れ犯罪に陥る一方、年長少年は厳罰されてしまうということになる。最初は少年を保護するためにできた少年法が、少年の人権保障を理由として、結局刑事法になりつつあるとする。

(4) 第3章

「保護主義一元説を中心とする少年法の再構築」と題し、二元説を排除し、保護主義一元説に基づいて少年法を見直そうとしている。

保護主義を「少年の保護を通して少年の健全育成を目ざすとともに、少年の環境に責任を求める」と定義づけ、少年法から完全に責任主義又は社会防衛思想を排除すべきであるとし、近年注目されているデシスタンス(非行から立直り)の研究を踏まえながら、この意味での保護主義の有効性を検討している。デシスタンスに関する実証研究によると、保護主義による少年に対する教育的な働きかけや保護処分、少年院出院後の支援は少年の再犯・再非行防止、立ち直りに直結し、結果として犯罪から社会を守ることができ、特に対象者が少年の場合は、保護主義に基づく支援によるデシスタンスの実現が最も有効であるとされる。これに基づいて少年法における重要な諸概念を検討している。具体的には、少年に対する刑事処分は教育刑であるとし、少年刑事事件に対する裁判を、一般の刑事裁判の概念と切り離して考察し、その実態は、少年法が刑事訴訟法の規定を間借りして作り上げた、保護主義に基づく独特な法制度であるとしている。

また、非行の概念は、二元説の観点から非行は少年法上の要件として位置づけられることが一般であるが、二元説から保護主義一元説に変え、少年法から責任主義と社会防衛思想を完全に除去すると、非行事実の意義も見直す必要が出てくるとし、具体的には保護主義の理念の下で少年法の科学主義を最大限に活用するためには、少年審判の対象を要保護性のみとし、非行事実は審判条件にすぎないとすべきであるとする。

加えて、中国の研究者が指摘する「先に被害、そして加害」という非行少年の特徴を基礎に、少年を対象とした犯罪への厳罰の規定も少年法に盛り込むことを提案している。少年が犯罪に至ったのは、社会や家庭が少年の成長にふさわしい環境を少年に与えなかったためであり、その意味では、少年は犯罪者ではなく、不健全な社会や家庭による被害者であるということである。つまり、請求者が保護主義の定義に言う「少年の環境に責任を求める」ということである。ここから、中国は少年を加害する行為の取締を少年犯罪予防の重要な一環と位置付けているとする。これを踏まえて少年を対象とした犯罪への厳罰の規定の正当性を検討している。

(5) 終章

今後の課題として次の2点を挙げている。

非行事実が、少年審判の対象から除外され、審判条件であるとする、審判対象とし

ての非行事実が持っていた人権制約の上限を画するという機能を発揮できなくなる結果、裁判官の権限行使に対する監督、または制限として何らかの措置が必要であるか。

また、行政機関に先議権を持たせることで、できるだけ司法手続きに送付する少年の数を減らし、それによって、謙抑的な司法を実現すると同時に、少年に対するスティグマ付与も避けることができるか。

5 論文の特質

実務はもとより、少年法研究における通説も、請求者が述べるように二元説であり、少年が被告人の裁判が、成人の刑事裁判と本質的に異なるという理解はなされていない。また、少年審判の対象も、現行少年法施行当時こそ要保護性のみ説も主張されたが、現在非行事実と要保護性であるとするのが圧倒的多数であり実務でもある。その意味で、請求者の見解は、現時点では極めて異例なものであり、少なくとも我が国において、請求者の提案するような法改正が行われる可能性は当面はほぼないと思われる。

しかし、例えば非行事実が重視され過ぎている実務の現状に問題はないか、少年被告人の刑事裁判において、50条など少年法上の特則が十分に機能していないのは問題ではないか、といった個々の論点ごとに、請求者の主張するような見解の一部分が提示されて議論されることは決して珍しいことではない。

それでは、その一部分を全面的に敷衍していったらどうなるか。これまで、そのような検討はなされてこなかった。それは、少年法についての従来の理解を根本的に問い直す、言わば異例な主張に繋がるものであり、また、各所に破綻を来すことになることが容易に予想されるからであろう。それを果敢に試みたのが、本論文である。それゆえ、人権保障や裁判官の権限などの場面で、相当困難な議論を強いられている。しかし、それを事々しく指摘するのは本論文については妥当ではない。少年法1条の「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」を、とにかく忠実に追求して、全面的に展開していったらどうなるか、それを示した、いわば実験的な成果だからである。

6 論文の評価

上記のとおり、本学位請求論文は、少年法が理念としている保護主義を貫徹していったらどうなるか、どうなるべきか、と突き詰めた実験的な成果である。ここにこそ、本論文を評価すべき根幹があり、また、高い学問的価値があるというべきである。

したがって、本論文は、求者のような考えを採らない立場で少年法を理解する多くの研究者、実務家にとって、自説を考える際の一つの対比スケールとしても有用であると思われる。

また、中国及び台湾の少年を巡る法制度についても、中国からの留学生としての利点を

活かし、また台湾への留学の経験を活かして、最新の情報が提供されていると同時に、日本法との比較も適切かつ積極的になされており、この点でも有意義なものと言える。

7 論文の判定

本学位請求論文は、法学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規定の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上

主査氏名（自署） 上野正雄